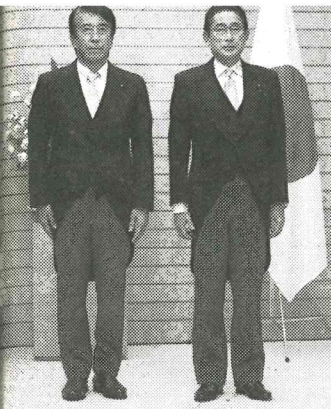


他人にも同様。斎藤事務所  
と言えば、永田町では「こ  
難場」として有名です」  
労働条件もハードで、

「今はゆるくなりましたが、  
以前は秘書の休みは週1日  
でした。電話には必ず出  
ろーと言われ、出られずに  
折り返しが遅いと不機嫌に  
なる。暴力を振るうことは  
ありませんが、ミスをする  
と、何で？、何で？と言  
葉責めが始まり、謝っても  
すみませんじゃないだろ  
となる。地元回りで道を間  
違えたり、渋滞にハマった  
りすると座席で舌打ちが始  
まります。だから運転手の  
中には、前日に予行練習を  
する者もいました」

別の事務所関係者も言う。  
「本人は通産省出身。通常  
残業省」と言われたほど仕  
事がキツイ所ですが、それ



岸田総理の期待も大きいが……

に耐え抜いてきただけに、  
周りも出来るはず、出来な  
ければならないとの意識が  
強いんです。本人も官僚時  
代、当時の深谷隆司大臣の  
秘書官を経験し、昼夜間わ  
ず働かされた。その記憶が  
あるからこそ、中村さんも  
同じように出来ると思っ  
ているのではないでしょ  
うか」

一方の中村秘書官につい  
て、知人に聞くと、

「現在43歳で、2007年  
に司法試験に合格していま  
す。横浜や青森、大阪など  
の地検に赴任し、法務省で  
は国際畑で活躍。各省のエ  
ースが付く秘書官に抜擢さ

### 緊急の連絡要員

「自分もかつて大臣秘書官  
を務めたが、ホントに  
過酷な環境でした」  
と言うのは、政治評論家  
の池田和隆氏。

池田氏は故・松岡利勝代  
議士の秘書を務め、松岡氏  
の農林水産大臣就任時には、  
政務秘書官を務めた。  
「事務秘書官は私以上に3

れました。仕事熱心ですが、  
お洒落で北川景子似と言わ  
れるほどルックスも目立つ。  
酒席が好きでノリも良いで  
すから上司の覚えもめでた  
く、本省でキャリアを重ね  
る『赤レンガ派』のホープ  
として期待されています」  
仕事に厳しい上司と、そ  
れに応えんとする優秀な部  
下が、

「大臣になって意気軒昂な  
斎藤さんに対し、中村秘書  
官は疲れが目立ち、メンタ  
ルにきているのか、暗い顔  
をしていることもあるそう  
です」(前出・自民党関係者)  
壊れやしないかと、周囲  
は気を揉んでいるという。

65日24時間、馬車馬のご  
とく働いてくれていました。  
昔はそれが当たり前でした  
が、近年は霞が関自体が仕  
事のハードさのために離職  
が相次いでいる。大臣秘書  
官はその中でも激務ですか  
ら、出世コースにもかわら  
ず、ここ数年、できれば  
やりたくない」と言う人も

出てきているほど」

だからこそ、  
「やはり使用者である大臣  
がブラック労働化しないよ  
う、十分に目を配るべきで  
すよね」  
当の斎藤大臣は何と言う  
か。

携帯に電話すると、土日  
に中村秘書官を帯同させる  
ことがあるのを認めた上で、  
「いや、あれは公務ですよ」  
と答える。

「出先といえども、何かア  
クシデントが起きることが  
あるじゃないですか。本省  
で何か起こったとか、大き  
な事故が起きたとか。その  
ための緊急の連絡要員とし  
て同行させているんです。  
これはよくある話ですよ」  
として自らの経験を語る。

「私も通産大臣秘書官を務  
めたことがあります。そ  
れこそ選挙中まで大臣と同  
行していました。その場で  
陳情があるかもしれませ  
んし、あるいは、原発事故が  
起きる可能性もある」  
そして、  
「あとは法務省を通して」  
と電話を切ってしまった。

その法務省も、

「法務行政に関する連絡対  
応等のため、大臣に帯同し  
ていたものです。(中村秘書  
官については)適切に対応  
しています。体調等につい  
てはプライバシーの観点か  
ら、お答えを差し控えます」  
と回答するけれど、

「確かに緊急対応は必要で  
しょう。でもそれを言い出  
したら、それこそ秘書官は  
際限なく働かされることにな  
ってしまいますよ」  
と感想を漏らすのは、日  
本労働弁護団幹事長の佐々  
木亮弁護士である。

「だからこそ上司が労働環  
境に気を回してあげないと。  
まして政府は『働き方改  
革』を進めている身。その  
大臣は自らそれを実践しな  
いとなりません」  
将来は総理を目指してい  
ると言う斎藤大臣。

であれば尚更、これを機  
に自らの足元を見直してみ  
てはいかがだろうか。身近  
な声なき声を汲み取れずし  
て、国民の声を聞くことな  
ど出来るはずもないのだか  
ら。

# コロナワクチン被害「認定遺族」の慟哭

## 救済申請殺到でも「厚労省はワクチン死」を認めないのか

特集



須田さん夫妻と3人の子供(上)



宮城県に住む須田睦子さ  
ん(34)の人生は、2021  
年10月7日を境に大きく変  
わってしまった。きっかけ  
は当時、政府が安全性のみ  
を主張して接種を強く推進  
していたコロナワクチンだ。  
それまで健康そのものだった  
夫の正太郎さん(36)は当  
時、ワクチン接種の3日  
後に死亡。当時9歳だった  
長男、3歳の次男、2歳の  
長女とともにあとに残され  
た須田さんのお腹には、間  
もなく生まれる次女がいた。  
正太郎さんのワクチン接  
種後の経過は、多くの人が  
辿るものと大きく異なるわ

けではなかった。ファイザ  
ー社製ワクチンの2度目の  
接種後、倦怠感を訴えて  
いた正太郎さん。翌日には  
39度台まで体温が上がり、  
「すごく息苦しい」と肩で  
息をするなど、傍目にもか  
なり具合が悪そうに見えた  
という。ただし、翌日夕方  
には熱が下がり、家族と  
もに夕飯を食べられるまで  
に回復。須田さんは胸をな  
でおろしたが、翌朝、正太  
郎さんが起きてくることは  
なかった。死因は「急性循  
環不全」。  
「本当は21年の11月になっ  
たら産休に入る予定だった  
のですが、夫のことがあり、  
精神的にとってもじゃないけ



夫の死亡後に生まれた次女を抱く須田さん



ど仕事には行けないという  
ことで休職させてもらい、  
そのまま産休に入りました」  
と、須田さんは語る。

「今も育児休業制度を使っ  
ていますが、家計の状況は  
本当に厳しいです。正社員  
で、一家の大黒柱だった夫  
が亡くなり、私の月々のパ  
ート代7万8万円だけで  
はとて家族5人の生活を  
維持できません。この後ど  
うしようかっていう漠然と  
した不安を抱えながら、貯  
金を取り崩したりして、何  
とか暮らしてきました」

長男以外の幼い子供たち  
は、父親を亡くしたことを  
まだきちんと理解できてい  
ないという。

「他の親子連れを見て突然  
泣き出してしまったり、急

に、パパに会いたい」と言  
ってきたり。でも、事情を  
分かっている長男も、結局  
はそのちっちゃい体で全部  
受け止めて、パパが亡くな  
って死装束を着て旅立つの  
を泣きながら見ていて、当  
時はまだ小学3年生だった  
んですけど、まだまだパパ  
と一緒に遊びたい盛りなの  
に可哀そうで……」(同)

最愛の父を亡くした悲し  
みを押し殺し、小さい弟、  
妹たちの面倒を見る長男。  
そんな彼に感謝しつつも、

### 一変した日常

家族がいて、学校に行け  
て、好きな時に好きなこと  
が出来る。長男のそんな当  
たり前の日常は、一変した。

「他の子たちがお外に遊び  
に行ったり、ゲームをして  
いたりする中でも、長男は  
弟や妹の面倒を見て、お風  
呂掃除とか、ご飯の手伝い  
をしてくれるんです。もち  
ろんすごく頼りにしてはい  
るのですが、長男から子供  
らしさがなくなり、早く大

辛い気持ち拭い去れない、  
と須田さんは話す。

「先日、下の子たちがパパ  
に会いたいと泣いてしまっ  
た時、長男は、一番パパに  
会いたいのママなんだか  
ら、お前たちが泣くな」と  
怒っていました。その姿を  
見て、私は泣いてしまいま  
した。長男だって誰よりも  
パパに会いたいだろうに、  
それでも私を気遣ってくれ  
て、下の子たちをそんなふ  
うに怒らせてしまっている  
ことが辛いです」

人にさせてしまった気がし  
て、何とも言えません」

須田さんはそう話す。  
「母親としては他の子たち  
と同じように成長させてあ  
げたかった。長男から当た  
り前の日常を奪ってしまった  
ことには、申し訳なさと  
言ったらまた違うんですが、  
本当に心からごめんねって  
思っています」  
しかし、救いが全くな  
いわけではない。

我が国には、ワクチンに  
よる健康被害があった場合  
に医療費や最大約4400  
万円の死亡一時金などが支  
給される「予防接種健康被  
害救済制度」というものが  
ある。この制度では厳密な  
因果関係の証明までは求め  
ておらず、コロナワクチン  
に関しては、死亡一時金の  
請求が認められたケースが  
これまでに30件あるが、今  
年2月、須田さんの夫、正  
太郎さんの死亡例がその1  
件として認められたのだ。

なお、この制度は、全国の医  
療機関などが厚労省に報告  
する「副反応疑い報告制度」  
とは無関係。こちらにおい  
ては同省がワクチン接種と  
死亡の因果関係を認めたケ  
ースはいまだに1件もない。  
死亡一時金の支給が決ま  
ったことについて、

「まだ実感はできていない  
のですが、やっぱり金銭面  
という部分では、少しホッ  
としています。ただ、今回、  
被害救済は認定されました  
が、夫の死とワクチン接種  
に因果関係があると認めら

れただけでは、ワクチンに  
よる健康被害があった場合  
に医療費や最大約4400  
万円の死亡一時金などが支  
給される「予防接種健康被  
害救済制度」というものが  
ある。この制度では厳密な  
因果関係の証明までは求め  
ておらず、コロナワクチン  
に関しては、死亡一時金の  
請求が認められたケースが  
これまでに30件あるが、今  
年2月、須田さんの夫、正  
太郎さんの死亡例がその1  
件として認められたのだ。

れたわけではありません」  
と、須田さんは言う。

「厚労省は、ワクチン接種  
で亡くなった人はいません  
という態度を変えておらず、  
そこは本当に納得できない  
んです。ただ、夫の件が本  
当にワクチンと全く関係な  
いのであれば、救済対象に  
ならないはず。その意味で  
は一步前進なので、他の方  
のケースも含めてワクチン  
が原因だということが認め  
られるまで、私は声を上げ  
続けようと思っています」

書類を提出してから審査  
終了まで1年数カ月もかか  
ったことについては、

「夫のケースが今審査のど  
の段階にあり、いつ結果が  
出るのか、最終的に認めら  
れるのか認められないのか、  
何も分からないとなると、  
本当にもう段々と自分の感  
情がおかしくなってくるん  
ですよ。実は、健康被害救  
済制度で初めて死亡一時金  
の支給が決定したというニ  
ュースを聞いた時には、希  
望が見えた気がして泣いて  
しまいました」

と須田さんは明かす。  
「最初は絶対に認定しても  
らう、と意気込んでいても、  
その気持ちにも波があるの  
で、ずっと待たされている  
と、もうこのまま認められ

## 広がる「大被害」

救済認定されることを一  
日千秋の思いで待っている  
人が多数いることは、デー  
タからも明らかである。

これまでに厚労省の審査  
会は6000件以上の申請  
を受け、死亡例30件を含  
む1622人の健康被害を  
認定している。ただし、2  
月時点での審査未了案件は  
4400件を超え、増加の  
一途を辿っている。

「コロナワクチン接種後の  
健康被害として認定された  
ケースで最も多い症例はア  
ナフィラキシー・急性アレ  
ルギー反応で、半分以上を  
占めています」

と、事情に詳しい弁護士  
が語る。

「注目すべきは急性心筋炎

ないんじゃないかと不安に  
なったり、認められるとし  
ても何十年後で、自分が死  
ぬ頃になるんじゃないかと  
か、見通しがつかない不安  
がずっとありました」

・心膜炎で健康被害が認定  
されたケースで、認定事例  
は全体の1割未満の約60件  
なのですが、その内訳を分  
析すると、圧倒的に男性が  
多く、かつ、20代以下の若  
年者に集中していることが  
分かるのです」

そもそも、健康被害の認  
定者数全体を見ると、高齢  
者より若年者の方が多いと  
いう傾向も見えてとれる。

「こうしたデータを見ると、  
コロナの重症化・致死率が  
非常に低い若年者にとって  
『接種した時のメリットが  
デメリットを大きく上回  
る』と言えるのか、甚だ疑  
問です」(同)

厚労省はコロナワクチン  
以外のワクチン種別健康被

害認定件数も公表している。  
時期は、1977年の制度  
開始から2021年までの  
45年間だ。  
「それを分析すると、21年  
から接種を開始したコロナ  
ワクチンの健康被害認定件  
数は、過去45年間のいづれ  
のワクチンの健康被害認定  
件数の累計をも上回り、最  
多を更新しています」

と、この弁護士は言う。  
「ただし、公表されている  
データは非常に見づらい。  
コロナ以外のワクチンのこ  
れまでの健康被害認定件数  
は一つのページにまとめら  
れているのに、コロナワク  
チンだけ別なのは、おそら  
くコロナワクチンを入れる  
と、そこだけ突出して高い  
数字になって目立ってしま  
うためでしょう」

インフルエンザワクチン  
と比較しても、コロナワク  
チンの健康被害認定件数の  
多さは明らかで、

「コロナワクチンはすでに  
3億8000万回以上、約  
1億人が1回以上接種した

と見られるのに対し、イン  
フルワクチンは1年間で5  
000万回あまりです。た  
だ、インフルワクチンは20  
年〜21年の2年間、約1億  
回の接種で健康被害認定数  
は14人。45年間の累計で見  
ても死亡認定25人を含む1  
91人に過ぎません」(同)

長年、小児がんの研究、  
治療に携わってきた名古屋  
大学名誉教授の小島勢二氏  
によると、

「副反応疑い報告制度」  
のデータを見ても、コロナ  
ワクチンの副反応の頻度の  
高さは明らかです。インフ  
ルワクチンと比較すると、  
副反応の全数では17倍、死  
亡報告に至っては50倍も多  
いのです」

無論、ワクチンを打つか  
否かは個人の判断に委ねら  
れている。しかし、今後も  
重症化リスクの高い人を除  
いて年1回の接種を推進し  
ようとしている政府が、こ  
うした「不都合な事実」か  
ら目を背けていることは知  
っておいただろうが良からう。

「国策として大量にワクチ  
ンを打ち、その結果として  
健康被害救済制度への申請  
が殺到し、国はてんでこま  
いになっている。その現状  
を見つめずに、何事もなか  
ったかのようにワクチン政  
策を継続するようなことは、  
もはや正気ではない」

京都大学附属病院外来化  
学療法部長などを歴任した  
京都大学名誉教授の福島雅  
典氏はそう憤る。  
「被害救済制度にこれだけ  
の申請が来ていることを知  
ったら、一歩踏みとどまる  
人も多いだろうに、それが  
全く周知されないのも問題  
です。前門の虎後門の狼で、  
接種を続けられれば被害申請が  
増え、接種を止めれば過ち  
を責められるという状況に  
政府は置かれているように  
見えます。厚労省の方が須  
田さんたちご遺族の声を聞  
き、良心に目覚めることを  
願うしかありません」

どこかで立ち止まらなけ  
れば「ワクチン大被害」は  
広がる一方である。



昭和31年2月20日第三種郵便物認可 令和5年3月16日発行(木曜日発行)(3月9日発売)第68巻第10号

# 週刊新潮

3月16日号  
460円

読者アンケート  
実施中!



10